

賃上げ企業に加点する総合評価に関する説明会（令和４年８月２６日）
（全建質問・意見・要望事項に関する国土交通省の回答含む）

令和４年８月２９日
全国建設業協会

１．加点措置について

- ① 賃上げ率の大企業３％、中小企業１．５％が今後変わる可能性があるか。（引下げ等の弾力的運用など）
- ② 直轄Ｃクラスの工事では、大企業と中小企業が混在して入札に参加することになるが、賃上げ１．５％と３％では不平等ではないか。同一工事で賃上げの基準を統一することはないか。
- ③ 大企業・中小企業の区分について、法人税法によらず、中小企業法または会社法によって区分けしていただきたい。
- ④ 企業業績により連続して賃上げができない年も想定される。賃上実施企業に次年度以降も有利となる仕組みや複数年平均による評価の仕組み、賃上げ実施企業は複数年の加点を認めるなどの検討を行う予定はないか。
 - ・ 前年度賃上げを行った企業に対して、賃上げの実施証明書の発行し、今後賃上げする企業と同等の評価する等。
 - ・ 複数年にわたり達成した企業については、より加点する方法もある。

⇒（国土交通省）

賃上げ促進税制と整合を取った企業区分とされていることもあり、現段階では断言できないが、上記の意見・要望があったことは承り、検討していきたい。

2. 減点措置を行わないケースについて

① 減点措置を行わない事例に、現在の建設資材及び油脂類の高騰での採算性の悪化が発生した場合も対象にならないか。

① 賃上げが出来なかった場合の減点措置の除外の要件として、例えば以下の項目も追加できないか。

- ・ 設計労務単価の平均上昇率が一定値に満たない年度
- ・ 最低賃金や人事院勧告による公務員の報酬等の上昇率が一定値に満たない年度
(人件費上昇基準を参照し物価上昇度合いを反映)

⇒ (国土交通省)

現段階では断言できないが、上記の意見・要望があったことは承り、検討していきたい。

3. 評価方法について

① 暦年での賃上げ表明について、今回説明のとおり確認期間を後ろ倒しにした場合、それ以降の年の確認期間も後ろ倒しにした期間のままになるのか。

⇒ (国土交通省)

その通りである。

制度上、重複の期間を複数年の表明に対して重複で評価することは認められていないことをご理解いただきたい。1年目に暦年を後ろ倒しし、翌年の賃上げ表明で1月から新規の期間とすると、対象期間の重複が発生することとなるため、2年目以降も後ろ倒しした期間で評価することとなる。

- ② 暦年の場合、1～3月の入札案件で加点を受ける際は新たな年の賃上げ表明を行う必要があるが、その際前年度の賃上実績が条件を満たしていなかった場合、1年間の減点措置が取られるとあるが、確認資料を提出するまで（もしくは確認資料が審査されるまで）に公告され申請書類の提出期限がくる案件に参加する場合、総合評価の加点はどのような処置がとられるのか。

⇒（国土交通省）

1年目の実績確認と、2年目の表明時の加点は独立に行うこととなるため、1年目の実績確認前に2年目の評価のタイミングが来た場合には、2年目の表明に対して評価が行われる。（なお、その後に1年目の実績が未達成と確認された場合、2年目の加点自体は継続して評価しつつ、1年目の分のペナルティを課されることとなるためご留意いただきたい。）

- ③ 決算年度或いは暦年での評価選択の通知は入札時に行う事になると思うが、賃上げ実施月を起算月として計算した実績報告はどのタイミングで行うのか。

⇒（国土交通省）

事業年度や暦年を現在選択し、賃上げ実施月を起算月として後ろ倒した場合には、実績確認も、「起算月から1年間の賃上げ期間」終了後に実績確認を行うこととなる。

- ④ 暦年の場合、確認資料の提出が「給与所得の源泉徴収等の法定調書合計表」の作成期限と同一の1月31日までに提出することになるとあるが、第三者により認められた書類で提出する場合、同じ1ヶ月の提出期限では1月の年始と時期が被り休日も通常より多く期間が厳しいため、事業年度で表明する場合と同じように評価期間終了月の翌々月末として頂けないか。

⇒ (国土交通省)

期間について具体的に確定させていないものの、一定程度の作業期間を設ける方向で検討していきたい。

3. その他

- ① 国土交通省 HP の Q & A は、どのようなタイミングで追加改訂されるのか。(現在は、「令和4年4月11日時点」)

⇒ (国土交通省)

4月11日以降にいただいた質問や、今回の説明会でいただいた質問・意見も含め、早めに更新をしていく予定である。

- ② 今後、地方公共団体に対しても同様の加点措置を推奨するような通達を出す予定はあるか。

⇒ (国土交通省)

現段階では国のみを対象とした制度であり、地方公共団体への展開については承知していない。

- ③ 賃上げに見合う設計労務単価、現場管理費、一般管理費の引き上げをお願いしたい。

⇒ (国土交通省)

要望については承り、それぞれのスキームの中で適切に対処してまいりたい。

- ④ 国土交通省 HP の Q&A では令和 5 年度以降も制度設計されているとのことだが、現時点ではいつまで続く予定か。

⇒ (国土交通省)

ご意見は重々承知しているが、現段階では、終わりの決まった制度ではないと承知しており、ご理解いただきたい。